

議案第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 10 号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の改正を行うため

専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、大野市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例案について、次のとおり専決処分する。

令和7年1月28日

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

大野市生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例

大野市生涯学習センター設置条例（平成１８年条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用料の減免） 第１１条　市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 <u>ただし、別表備考において加算する冷暖房使用料についてはこの限りではない。</u>	（使用料の減免） 第１１条　市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改正する。

別表（第１０条関係）

生涯学習センター使用料

（単位：円）

区分	使用料（１時間あたり）
	使用可能時間 ８：３０～２２：００
団体室	５０

備考

- 使用時間に１時間に満たない時間がある場合は、１時間として上記表の使用料を算定する。
- 冷房又は暖房を利用する場合は、使用料に１割を乗じて得た額を加算する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年７月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第 11 条及び別表の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以降の利用から適用する。

○大野市生涯学習センター設置条例

別表（第 1 0 条関係）

【改正後】

生涯学習センター使用料

（単位：円）

区分	使用料（1 時間あたり）
	使用可能時間 8：3 0～2 2：0 0
団体室	50

備考

- 1 使用時間に 1 時間に満たない時間がある場合は、1 時間として上記表の使用料を算定する。
- 2 冷房又は暖房を利用する場合は、使用料に 1 割を乗じて得た額を加算する。

別表（第 1 0 条関係）

【改正前】

（単位：円）

区分	昼間		夜間	全日	備考
	8：3 0～1 2：0 0	1 2：0 0～1 7：0 0	1 7：0 0～2 2：0 0	8：3 0～2 2：0 0	
団体室	200	300	400	800	団体利用 は無料

備考

- 1 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。
- 2 冷房又は暖房を利用する場合は、使用料の 5 割に相当する額を加算する。